

令和6年度 加茂小学校 PTA 総会資料

菊川市立加茂小学校

(書面表決議題)

【 議事Ⅰ 】

- 1 令和5年度事業報告の承認について
 - (1) 令和5年度PTA本部事業活動報告 (P. 1)
 - (2) 令和5年度PTA専門部・学年部事業活動報告 (P. 2)
- 2 令和5年度会計決算報告並びに会計監査報告の承認について
 - (1) 令和5年度菊川市立加茂小学校PTA会計決算書 ⇒別途配付
 - (2) 令和5年度加茂小学校PTA別途会計決算書 ⇒別途配付
 - (3) 令和5年度加茂小学校学生協割戻金決算書 ⇒別途配付
- 3 令和6年度PTA常任委員会(案) ⇒別途配付

【 議事Ⅱ 】

- 1 令和6年度活動方針と事業計画案承認について
 - (1) 令和6年度PTA活動方針(案) (P. 3、4)
 - (2) 令和6年度PTA本部事業部(案) (P. 5)
 - (3) 令和6年度PTA専門部・学年部事業(案) (P. 6)
- 2 令和6年度予算案承認について
 - (1) 令和6年度加茂小学校PTA予算書(案) (P. 7)
 - (2) 令和6年度学校預り金及び給食費の集金について(案) (P. 8)
- 3 加茂小学校PTA会則承認について(案) (P. 9、10、11、12)
- 4 PTA慶弔規定(P13)

※【議事1】「2 令和4年度会計決算報告並びに会計監査報告の承認について」及び、「3「令和5年度PTA常任委員会(案)」につきましては、個人情報等を鑑みて紙面で配付します。

※「きずなネット学校連絡網登録方法」については、必要な方は御連絡ください。

令和5年度PTA本部事業 (P.1)

月	日	本部の事業・専門部・学校への協力	日	対外的な活動
4	7 14 14 20 25 27 28	入学式 第1回役員会 第1回常任委員会 PTA総会資料HPに掲載(教務) PTA懇談会 PTA懇談会・PTA総会紙面表決〆切 PTA総会紙面表決結果メール送信 (集計:教務 メール送信:教頭)		健全育成会総会資料綴じ(健全) 第1回事務局会議(健全) 健全育成会加茂支部総会(健全)
5				市P連総会(会長他)※紙面表決 地区P連協議会総会(会長) 25 小笠地区学校共同組合総会
6	16	第2回役員会	28 22	給食センター運営委員会(給食) 小笠地区学校保健会総会(会長)
7	19 24	臨時常任委員会(PTA活動見直し案検討) PTA活動の見直し案に対する意見集約	8 11 15 20 5	議会ふれあいミーティング(会長・副会長) 交通安全県民運動街頭指導(会長) 家庭教育を考える会(会長) 県下一斉街頭補導(会長) 第1回菊川学舎運営協議会(会長)
8				給食センター運営委員会(給食) 26 子どもを守る文化会議事前打合せ(子ども)
9	14 15	PTA活動見直し案紙面表決〆切 PTA活動見直し案紙面表決結果メール送信	2	子どもを守る文化会議(子ども)
10	27	校内運動会		給食センター運営委員会(給食)
11	10 10 24	第3回役員会 第2回常任委員会 役員選考会		静岡県PTA研究大会(会長又は本部役員)
12			14	交通安全県民運動街頭指導(会長)
1	15 23 25	引継資料本部役員へ配布(教務) 引継資料提出 第4回役員会	22 25	給食センター運営委員会(給食) 第2回菊西学舎運営協議会(会長)
2	22	第5回役員会(新旧役員)	2	給食センター運営委員会(給食)
3	13	PTA会計監査	6	市P連現新理事会(会長・新会長)

令和5年度PTA専門部・学年部事業 (P.2)

月	事業部	安全部 1・2	教養部	学年部
4	14 第1回常任委員会 ※20 PTA資料HP掲載(教務) ※第1回リサイクル・奉仕作業通知配付(教務・担当) ※28 PTA総会採決結果公表(教務・教頭)	10 登校指導 11 通学区会・一斉下校 通学路点検・子ども110番の家依頼 14 第1回常任委員会 ※交通安全を語る会通知配付(担当) ※子ども110当番の家の名簿配付(教頭) ※20 PTA資料HP掲載(教務) 21 登校指導(高学年交通教室) ※28 PTA総会採決結果公表(教務・教頭)	14 第1回常任委員会 ・運動会の写真係決め ※各学年の行事の写真依頼(担当) ※20 PTA資料HP掲載(教務) ※安全見守りパトロール案内発行(教務) ※28 PTA総会採決結果公表(教務・教頭)	※20 PTA資料HP掲載(教務) 25 懇談会・学年委員決め (1,3,5年) 27 懇談会・学年委員決め (2,4,6年,ひま1・2,たん) ※28 PTA総会採決結果公表 (教務・教頭)
5	27 奉仕作業①、臨時事業部会 28 奉仕作業①予備日 ★リサイクル週間① (5/22~5/28)	9 登校指導(低学年交通教室) 18 交通安全を語る会		上旬 家庭教育学級の相談 (1年) 下旬 家庭教育学級開級式 (1年)
6		8,9 登校指導(自然教室)		23 懇談会 (1,3,5年,ひま1・2,たん) 27 懇談会(2,4,6年)
7			6 臨時教養部会	
8		30 登校指導		
9	※第2回リサイクル・奉仕作業通知配付(教務・担当) ※次年度役員報告用紙配付(教務) 30 奉仕作業② ★リサイクル週間② (9/25~10/1)			21 学校保健委員会
10	1 奉仕作業予備日② ・各地区常任委員選出を依頼			27 運動会片付け作業
11	・各地区常任委員報告書を提出 10 第2回常任委員会 ・各地常任委員選出を依頼 24 役員選考会①②	10 第2回常任委員会 ※新登校班編成のお願い(担当) ※新1年生名簿配付(教頭) 30 登校指導(修学旅行)	・校長先生・役員代表言葉依頼 10 第2回常任委員会 ・会報の構成について相談 (写真選び・文章検討①)	21 懇談会 (1,3,5年,ひま1・2,たん) 24 懇談会(2,4,6年)
12	※第3回リサイクル週間通知配付(教務・担当)	1 登校指導(修学旅行)	11 部会(写真選び・文章検討②) ・校長先生・役員代表の言葉を入れて印刷所へ依頼	
1	中旬一紙面で引き継ぐ内容検討 25 第4回役員会 リサイクル週間③ (1/22~1/28)	9 登校指導 中旬一紙面で引き継ぐ内容検討 19 新登校班編制表・通学路図提出(安全部) 25 第4回役員会	中旬一紙面で引き継ぐ内容検討 25 第4回役員会	
2	22 第5回役員会(新旧引継ぎ)	・地区連絡網 ・登校指導当番表作成 22 第5回役員会(新旧引継ぎ) 22 新1年名簿・R4年度通学路図返却期限 ※子ども110当番お礼と継続の依頼通知配付(教頭)	みどり発行 22 第5回役員会(新旧引継ぎ)	8 懇談会 (1,3,5年,ひま1・2,たん) 家庭教育学級閉級式 16 懇談会(2,4,6年)
3	※次年度第1回役員会・常任委員会のお知らせメール送付(教頭)			11 PTA学年会計監査
		・子ども110当番のお宅確認とお礼、新規及び継続の確認 中旬 通学区会・交通安全の便り配付(担当)		

【議事Ⅱ】

1(1) 令和6年度PTA活動方針(案) (P.3、4)

1 テーマ(2年目)

できることから始めよう！支え合ってつながる PTA

2 基本方針

- (1) 学校行事やPTA行事にできる範囲で参加し、教育の在り方を研修する。
- (2) 会員相互の親睦や連帯を深め、人間関係を豊かにする。
- (3) 地域の方とともに子どもの心身の発達と安全を守る。
- (4) 学校と協力・連携しながら、子どもの家庭学習の充実をはかる。
- (5) 学校と協力・連携しながら、子どもの家庭読書の充実をはかる。

3 各専門部・学年部の方針と主な活動

(1) 安全部1・2 ※安全部1・安全部2が協力して下記の活動を行う。

- 安全で安心できる地域づくりをめざして、交通安全指導、日常生活を健全に過ごせるように見守り声かけなどを推進する。
 - ア 登下校の指導や通学路の安全点検、「子ども110番の家」との連絡を通して、子どもたちの安全を図る。
 - イ 「交通安全を語る会」へ参加し、交通安全の意識を高める。
 - ウ 健全育成会や自治会とも連携し、事故防止や防犯対策を講じる。
 - エ 地区通学区児童会の企画・運営をする。

(2) 事業部1

- 教育環境の整備・リサイクル活動を推進し、教育活動を支援する。
 - ア 奉仕活動・・・年間2回(危険のない程度にできるだけ親子で参加する)
 - 5月…草刈り 9月…草刈り
 - ※4年生以上の児童と保護者
 - ※令和5年度から、プール掃除は業者に委託する。
 - イ リサイクル活動・・・年間3回リサイクル週間を設定し、リサイクルの呼びかけを行う。
 - ウ 次年度地区役員選考をする。
 - エ ~~PTA会則、規約が現状に合っているかの見直しを行う。~~

⇒本部へ移行する。

(3) 教養部 ⇒ 事業部2(健全育成)

○ ~~広報誌発行を通して学校と家庭の橋渡しをし、子どもたちの様子や出来事を家庭に届ける。~~

ア ~~会報「みどり」の発行。(カラーで年度末1回発行)~~

⇒役割を終え終了。

イ ~~安全パトロールの計画をし、地域での子どもの安全を見守るようになる。~~

⇒事務局へ移行する。

ウ **運動会の片付けに協力する。**

エ **地区の健全育成関係の活動を行う。※PTAの活動とは別の活動**

(4) 学年部

○ 学級(学年)懇談会の運営や学年への協力を通して、会員の研修や会員相互の親睦を深める。

ア ~~参観会・懇談会の開催・司会・進行を担当する。~~

⇒学級担任が行う。

イ 「家庭のしつけ」や「心の教育」「家庭学習」「家庭読書」について、研修を深めるとともに会員の体験や実践を情報交換することにより、健全な家庭教育の推進を図る。

ウ ~~学年の授業や行事等に協力する。~~

⇒学年委員に限らず、都合のつく保護者が行う。

エ 次年度の学年委員を選考する。

オ ~~学校保健委員会に参加し、懇談会で内容について報告する。~~

⇒学年委員は参加しない。

カ ~~運動会の片付けに協力する。~~

⇒事業部2に移行する。

キ 学年会計監査に協力する。

【申し合わせ事項】

・学級担任が退職・転任の際や卒業式で、学年・学級として記念品等は贈らない。

令和6年度PTA本部事業 (P.5)

月	日	本部の事業・専門部・学校への協力	日	対外的な活動
4	5 ※ 12 12 18 23 25 26	入学式 安全見守りパトロール案内発行(教務) 第1回本部役員・部長会 第1回常任委員会 PTA総会資料HPに掲載(教務) PTA懇談会 PTA懇談会・PTA総会紙面表決×切 PTA総会紙面評決結果メール送信 (集計:教務 メール送信:教頭)		
5				市P連総会(会長他)※紙面表決 地区P連協議会総会(会長) 小笠地区学校共同組合総会
6	21	第2回本部役員・部長会		給食センター運営委員会(給食) 小笠地区学校保健会総会(会長)
7				議会ふれあいミーティング(会長・副会長) 交通安全県民運動街頭指導(会長) 県下一斉街頭補導(会長) 家庭教育を考える会(会長)
8				給食センター運営委員会(給食) 子どもを守る文化会議事前打合せ(子ども)
9			7	子どもを守る文化会議(子ども)
10	31	校内運動会		
11	8 8 22	第3回本部役員・部長会 第2回常任委員会 役員選考会		静岡県PTA研究大会(会長又は本部役員) :隔年開催 R6は開催
12				
1	24	第4回本部役員・部長会		
2	21	第5回本部役員・部長会(新旧役員)		給食センター運営委員会(給食)
3	7	PTA会計監査		市P連現新理事会(会長・新会長)

令和6年度PTA専門部・学年部事業 (P.6)

月	安全部 1・2	事業部 1	事業部 2 (健全育成)	学年部
4	8 登校指導、通学区会・一斉下校 通学路点検・子ども110番の家依頼 12 第1回常任委員会 ※交通安全を語る会通知配付(担当) ※子ども110当番の家の名簿配付(教頭) ※登校指導(高学年交通教室)	12 第1回常任委員会 ※第1回リサイクル・奉仕作業通知配付(担当)	※名簿の作成と提出(代表) ※第1回事務局会議(代表) ※健全育成総会	23 学年委員決め (1,3,5年) 25 学年委員決め (2,4,6年,ひま1・2,たん,)
5	※登校指導(低学年交通教室) ※交通安全を語る会	※他校から軽トラックを借りる 25 奉仕作業① 26 奉仕作業①予備日 ★リサイクル週間① (5/20~5/26)	※自治会会議(代表) ・明るい家庭、明るい地域づくり標語活動	上旬 家庭教育学級の相談 (1年) 下旬 家庭教育学級開級式 (1年)
6	13,14 登校指導(自然教室)		※自治会会議(代表) ※教育講演会 ・手芸教室の内容決定	
7			※自治会会議(代表) ・社会科見学便り配付	
8	29 登校指導	※第2回リサイクル・奉仕作業通知配付(担当)	※社会科見学(数名)	
9		※次年度役員報告用紙配付(教務) ※他校から軽トラックを借りる 28 奉仕作業② 29 奉仕作業②予備日 ★リサイクル週間② (9/24~9/30)	※自治会会議(代表) ・手芸教室便り配付	
10		・各地区常任委員選出を依頼	※自治会会議(代表) ・手芸教室準備 31 運動会片付け協力	
11	8 第2回常任委員会 ・次年度へ引き継ぐ内容検討 ※新登校班編成のお願い(担当) ※新1年生名簿配付(教頭) 22 役員選考会 27,28 登校指導(修学旅行)	・各地区常任委員報告書を提出 8 第2回常任委員会 ・次年度へ引き継ぐ内容検討 22 役員選考会	※手芸教室 ※文化祭での手芸作品展示 22 役員選考会	
12		※第3回リサイクル週間通知配付(担当)	※自治会会議(代表)	
1	7 登校指導 17 新登校班編制表・通学路図提出(安全部) 24 第4回本部役員・部長会	24 第4回本部役員・部長会 リサイクル週間③ (1/20~1/26)		
2	・地区連絡網 ・登校指導当番表作成 21 第5回本部役員・部長会 (新旧引継ぎ) 21 新1年生名簿・R5年度通学路図返却期限 ※子ども110当番お礼と継続の依頼通知配付(教頭) ※安全部へ子供110番のお願い 通知配付(教頭) 26 通学区会 ※新1年生用の登校についてのお 便り配付(担当)	21 第5回本部役員・部長会 (新旧引継ぎ)	※自治会会議(代表)	
3	※次年度第1回本部役員・部長会・常任委員会のお知らせメール			7 PTA学年会計監査
	・子ども110当番のお宅確認と お礼、新規及び継続の確認		※自治会会議(代表)	

網かけ部は PTA 活動とは
別の健全育成の活動

令和 6 年度 菊川市立加茂小学校PTA予算書（案） (P.7)

収入額	862,343 円
支出額	862,343 円
差引残額	0 円

1. 収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
1 会費	745,200	729,000	16,200	会費1,800円× (P385+T29)
2 繰越金	117,143	286,873	△ 169,730	前年度より繰越
3 雑収入	0	0	0	
合計	862,343	1,015,873	△ 153,530	

2. 支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
1 事務費	90,000	100,000	△ 10,000	スクールカレンダー印刷、その他消耗品
2 事業費	65,000	130,000	△ 65,000	事業部・安全部活動
3 保健衛生費	80,000	100,000	△ 20,000	保健・給食・清掃関係消耗品
4 児童奨励費	175,000	250,000	△ 75,000	卒業祝品 他
5 教育振興費	58,000	55,000	3,000	きずなネット利用料
6 環境整備費	175,000	133,000	42,000	プール清掃業者委託 他
7 負担金	159,000	155,000	4,000	各種負担金、PTA保険料
8 旅費	10,000	10,000	0	役員旅費
9 慶弔費	47,000	40,000	7,000	役員記念品 他
10 予備費	3,343	42,873	△ 39,530	
合計	862,343	1,015,873	△ 153,530	

※ 項目間の流用を認める

上記のとおり提案いたします。

令和6年4月18日

菊川市立加茂小学校PTA会長 田中郁美

令和6年度 学校預り金の集金について (案) (P.8)

菊川市立加茂小学校

1. 集金方法 届出済の口座振替依頼書による
2. 振替日 4月から翌年1月まで原則として毎月27日
3. 集金金額一覧

1年		4月30日	5月27日	6月27日	7月29日	8月27日	9月27日	10月28日	11月27日	12月23日	1月27日	年額
	給食費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	4,590
学年費	2,200	4,000	4,000	4,000								14,200
PTA会費	1,800											1,800
合計	9,000	9,000	9,000	9,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	4,590	65,590

2年		4月30日	5月27日	6月27日	7月29日	8月27日	9月27日	10月28日	11月27日	12月23日	1月27日	年額
	給食費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	4,590
学年費	2,400	3,000	3,000	3,000								11,400
PTA会費	1,800											1,800
合計	9,200	8,000	8,000	8,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	4,590	62,790

3年		4月30日	5月27日	6月27日	7月29日	8月27日	9月27日	10月28日	11月27日	12月23日	1月27日	年額
	給食費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	4,590
学年費	1,400	4,000	4,000	4,000								13,400
PTA会費	1,800											1,800
合計	8,200	9,000	9,000	9,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	4,590	64,790

4年		4月30日	5月27日	6月27日	7月29日	8月27日	9月27日	10月28日	11月27日	12月23日	1月27日	年額
	給食費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	4,590
学年費	1,800	4,000	4,000	4,000								13,800
積立金						5,000	5,000	5,000	5,000			20,000
PTA会費	1,800											1,800
合計	8,600	9,000	9,000	9,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	5,000	4,590	85,190

5年		4月30日	5月27日	6月27日	7月29日	8月27日	9月27日	10月28日	11月27日	12月23日	1月27日	年額
	給食費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	4,068
学年費	4,500	4,500	4,000	4,000								17,000
積立金						5,000	5,000	5,000	5,000			20,000
PTA会費	1,800											1,800
合計	11,300	9,500	9,000	9,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	5,000	4,068	87,868

6年		4月30日	5月27日	6月27日	7月29日	8月27日	9月27日	10月28日	11月27日	12月23日	1月27日	年額
	給食費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	4,068
学年費	3,700	4,000	4,000	4,000								15,700
積立金						5,000	5,000	5,000	3,500			18,500
PTA会費	1,800											1,800
合計	10,500	9,000	9,000	9,000	10,000	10,000	10,000	10,000	8,500	5,000	4,068	85,068

※PTA会費は本校在籍児童第一子のみ集金します。

※振替日前日までに指定口座の残高を御確認ください。

振替不能となった場合は、後日発行する「納入通知書」により金融機関窓口で納めていただくことになります。

所定の手数料がかかりますので御了承ください。

※1月は給食費の調整を行います。喫食数に応じて金額が変更になる場合があります。

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は菊川市立加茂小学校保護者と教師の会（PTA）と称する。

第2条 この会は事務局を菊川市立加茂小学校に置く。

第2章 目的

第3条 この会は保護者と教師が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福と健やかな成長を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 この会は前条の目的を図るため、次の活動及び事業を行う。

- 1 よい保護者、よい教師になるよう努める。
- 2 家庭と学校との連携により、児童の生活を支える。
- 3 児童の福祉をはかり、生活環境をよくする。
- 4 公教育費を充実することに努めると共に、当分その後援を行う。

第4章 会員及び会費

第5条 この会の会員となることのできる者は、次の各項の者である。

- 1 加茂小学校に在籍する児童の両親または保護者
- 2 加茂小学校の教職員
- 3 地域内に居住し、この会の主旨に賛同する者

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

第7条 この会の会費は、総会において承認を得るものとする。

第8条 会費は月額**150円**とする。

第5章 経理

第9条 この会の活動及び事業に要する経費は、会費、事業収入及び寄付金をもって支弁される。

第10条 この会の経理は、常任委員会において議決し、総会において承認された予算に基づいて行われる。

第11条 この会の決算は、会計監査を受け、常任委員会を経て、総会の承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員

第13条 この会の役員は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-------------------------|----|--------|-----------------|
| 1 会長 | 1名 | 4 専門部長 | 3名(安全1、安全2、事業1) |
| 2 副会長 | 1名 | 5 会計 | 1名 |
| 3 本部役員 | 2名 | 6 顧問 | 校長 |
| (給食センター担当・子どもを守る文化会議担当) | | 7 事務局 | 2名 |

第14条 この会の役員及び会計監査員は、次の方法で選出し、総会の承認を得なければならない。

- 1 役員は各自治会4名の常任委員と教職員から選出する。但し、常任委員会において増減することができる。
- 2 安全1、安全2、事業1、事業2の4部は自治会で選出する。
- 3 会計監査員は2名を常任委員会において選出する。
- 4 会長及び副会長は、役員選考会の後、常任委員会において選出する。

第7章 役員及び会計監査員の任務

- 第15条 役員及び会計監査員の任務は、次のとおりである。
- 1 会長は、この会を代表して、次の任務を行う。
総会（紙面）、本部役員・部長会、常任委員会を召集し、その運営に当り、会議の議長となる。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 役員は、本部役員・部長会を組織し、会務の執行にあたる。
 - 4 会計は、総会の決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理し、総会及び常任委員会に報告する。
 - 5 会計監査員は、その年度の会計監査を行い、その結果を常任委員会及び総会に報告する。
- 第16条 役員の任期は、1年間とする。補充役員はその残任期間とする。

第8章 総会

- 第17条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第18条 総会は、毎年1回紙面表決で行う。但し、会長が必要と認めた時は、常任委員会の議を得て、臨時に紙面で行うことができる。
- 第19条 総会において行う仕事は、次のとおりである。
- 1 役員の決定
 - 2 会則の決定
 - 3 事業の決定
 - 4 予算の決定
 - 5 その他必要事項

第9章 常任委員会

- 第20条 常任委員会は本会の代表機関である。
- 第21条 常任委員は各自治会において、加茂小学校に在学する児童の保護者より、白岩下、白岩東、西袋、長池、三軒家から各4名選出、小川端から各2名選出、白岩段から1名選出し、その任期は2年とする。
- 第22条 常任委員会には、事業部2を除く常任委員が参加する。
- 第23条 常任委員会は必要に応じて開く。

第10章 本部役員・部長会

- 第24条 本部役員・部長会で行う仕事は、次のとおりである。
- 1 常任委員会へかける議案の検討。
 - 2 決定事項の実施計画をたてる。
 - 3 常任委員会で議決すべき事項で、緊急を要するものの代決、この場合は、次の常任委員会で承認を得るものとする。
 - 4 学校給食運営に関すること。
 - 5 その他、必要事項。

第11章 専門部会と活動

- 第25条 本会に、次の専門部をおき、専門部は部長1名、副部長1名を選出し、それぞれの部活動を推進する。
- 1 安全部1 安全部2と仕事を分担しながら生活に関する諸事業を行う。
安全部の学校との連絡窓口を務める。
 - 2 安全部2 安全部1と仕事を分担しながら生活に関する諸事業を行う。
 - 3 事業部1 施設厚生に関する諸事業を行う。
 - 4 事業部2 地区の健全育成に関する諸事業及び必要な諸事業を行う。（健全育成はPTAの組織ではない）
- 第26条 専門部会は必要に応じて開く。

第12章 学年部会

- 第27条 本会に学年部をおき、学年長1名を選出し、諸活動を推進する。

第28条 学年部会は必要に応じて開く。

第13章 会議規則

第29条 総会、本部役員・部長会、常任委員会、専門部会等の会議は、すべて規則によって行う。

- 1 会議は、2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、決議することはできない。
- 2 会の議事は、出席者の過半数で決する。

第14章 細則

第30条 この会の運営に関し、必要な細則は、この会則に関しない限りにおいて常任委員会において制定、改廃することができる。

第15章 会則の変更

第31条 この会則は、常任委員会の決議をうけ、総会の承認を受けなければ、改正することができない。本会則は、昭和40年1月17日より実施する。

- ・ 昭和51年4月20日一部改正（会費月額100円を120円に）
- ・ 昭和52年4月21日一部改正（副会長4名を3名に）
- ・ 昭和53年4月21日一部改正（会費月額120円を150円に）
- ・ 昭和55年4月25日一部改正（書記長1名、書記2名を書記3名に）
- ・ 昭和56年4月17日一部改正（会費月額150円を180円に）
- ・ 昭和57年4月22日一部改正
（保健部を保健体育部に、加茂地区教育振興協力会に関する事項を削除）
- ・ 昭和58年4月22日一部改正（会計監査を会計監査員に）
- ・ 平成元年4月22日一部改正
（会費月額180円を200円に、第4条第5項を追加）
- ・ 平成3年4月20日一部改正
（「部落」という表記を「自治会」と改める）
- ・ 平成15年4月25日一部改正（評議委員を常任委員に改める。）
（事務所を事務局と改める。）
（会則第6章 役員の役職と人数を変更する。）
- ・ 平成26年4月19日一部改正（常任委員の選出について）
- ・ 令和2年9月11日臨時総会紙面表決により一部改正
（会則第8章 総会を紙面表決と改める）
（会則第11章 保健体育部を廃止し、安全部を安全部1、安全部2とする）
- ・ 令和3年4月23日一部改正（会則第9条 常任委員会の構成員を変更）
（会則第25条 保体部に関する事項を削除）
- ・ 令和3年9月29日臨時総会紙面表決により一部改正（会則第13条 役員の構成員と名称を一部変更）
- ・ （会則第14条4項 書記の表記を削除）
- ・ （会則第15条4項 書記に関する事項を削除）
- ・ 令和5年9月14日臨時総会紙面表決により一部改正（会則第13条 役員と専門部長を各1名減員）
（会則第22条 常任委員会の参加者を一部変更）
（会則第25条 教養部を廃止し、事業部2を設置）
（役員会を本部役員・部長会と改める）

第32条 この会則は、総会の日より実施する。

了解事項

- 1 本部役員は5名のうち、女性を含むものとする。
- 2 常任委員は可能な限り各自治会男女各2名とし、半数交代とする。
- 3 自治会は、白岩段、白岩下、白岩東、西袋、長池、小川端、三軒家とする。
- 4 各自治会より選出された常任委員は事業部の者が各自治会の代表となる。
- 5 慶弔規定については別に定める。
- 6 選考委員の構成（平成2年度役員選出）
 - ・ 事業部新正副部長と専門部新部長、現本部役員、現事業部長の合計12名とする。
- 7 選考委員の構成改訂（平成3年度役員選出）
 - ・ 本部役員及び専門部長を除いた1年日常任委員全員。
 - ・ 選考委員長は、上記常任委員より互選
 - ・ 進行 事業部副部長及び新事業部副部長予定者2名
 - ・ 相談役 選考委員長の指名する2名程度

(なお、この改訂は更に継続検討していくものとする。)

- 8 選考委員の構成改訂（平成4年度役員選出）
 - ・2年目の常任委員全員で構成し、選考委員長は互選する。
- 9 本部役員の構成改訂と選考役員の継続（平成6年度）
- 10 本部役員の構成改訂と選考委員の継続（平成7年度）
了解事項2に付け加え、但し、白岩段・白岩下は、~~男女各~~1名とする。 ※12に移行
平成8年度は、副会長1名増とする。（尚、この改訂は更に継続検討していくものとする。）
- 11 本部役員選考にあたっては、白岩下、白岩東、西袋、長池、小川端・白岩段、三軒家の6地区で選考された常任委員の中から本部役員候補者を一名ずつ選出する。（平成13年度）
- 12 常任委員の構成改訂
白岩段の常任委員は2名とする。小川端の常任委員は2名とする。（平成20年度）
- 13 副会長選出（次年度会長候補）にあたっては、今までに選考候補になった者は、候補から外す。（白岩段・小川端）（平成21年度）
- 14 常任委員の構成改訂
白岩段の常任委員は1名とし、事業部と安全部を兼任する。（平成26年度）
- 15 総会の決定は紙面表決で行う。
- 16 専門部会の再編（令和3年度）
保健体育部は廃止し、安全部2を新設する。安全部を安全部1・安全部2として、分担して諸事業を行う。
- 17 専門部会の再編（令和3年度）
保健体育部は廃止し、安全部2を新設する。安全部を安全部1・安全部2として、分担して諸事業を行う。
- 18 専門部会の再編（令和5年度）
PTA会報紙「みどり」終了に伴い、教養部を廃止し、事業部2（健全育成）を新設する。事業部2は、地区の健全育成に関する諸事業及び必要な諸事業を行う。健全育成はPTAの組織ではないが、それまでPTAの常任委員と兼任していたため、地区から常任委員を選ぶ過程で同時に選出する。事業部2の部員は常任委員会に出席しない。
- 19 18に伴い、役員と専門部長を各1名減員。（令和5年度）

4 P T A 慶弔規定 (P. 13)

加茂小学校 P T A 会員および児童にかかる慶弔に際して、次のように対応する。

第 1 条 会員の慶事に際しては、次のようにする。

- (1) 会長が退任する場合
記念品 (6,000 円相当) を贈呈する。
- (2) 会長以外の役員が退任する場合
記念品 (3,000 円相当) を贈呈する。

第 2 条 会員及び児童の弔事に際しては、次のようにする。

- (1) 会員 (児童の保護者・職員) 死亡の場合
香料 5,000 円 会長・副会長・地区代表 1 名・職員代表が会葬する。
- (2) 児童死亡の場合
香料 10,000 円 会長・副会長・地区代表 1 名・職員代表が会葬する。

第 3 条 第 2 条までの規定以外については、必要に応じてその都度協議して対応する。

第 4 条 第 2 条までにかかる経費は、慶弔費より支出する。

第 5 条 第 2 条までの規定による意を受けても、一切返礼はしないものとする。